

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

## 目次

- はじめに
- 背景及び当 ASU 提案の主要条項
- 発効日及び移行措置
- 次のステップ

## 更なる遅れはなく

# FASB が特定の非公開会社 ASU の発効日及び移行措置ガイダンスの変更を提案

アンドリュー・ウィンターズ (Andrew Winters) 及びエルミール・ベルベリ (Ermir Berberi) (デロイト&トウシュ LLP)

## はじめに

2015年9月30日、FASB は公開コメントを求める ASU 提案<sup>1</sup>を発行した。これは、非公開会社に、当提案適用範囲内の非公開会社評議会 (Private Company Council: PCC) 代替的会計処理を最初に選択する際に、選好性評価を要しない、一度限りの無条件のオプションを付与することになる。それはまた、当提案適用範囲内の、PCC 代替的会計処理の発効日を削除し、また、ASU2014-02<sup>2</sup> 及び ASU2014-03<sup>3</sup>における移行措置ガイダンスを拡張するものである。

当提案による改訂は、ASU2014-02 及び 2014-03、並びに ASU2014-07<sup>4</sup>及び ASU2014-18<sup>5</sup>の適用範囲内の全ての非公開会社に影響を与える可能性がある。

## 背景及び当 ASU 提案の主要条項

### 選好性

現時点では、非公開会社が、発効日後に最初に PCC 代替的会計処理を選択する場合、当該事業体は、その際に、ASC250<sup>6</sup>に従い、当該代替案の選好性の評価を実施しなければならない。

非公開会社利害関係者により、(1)非公開会社とその事業体の特定事実及び状況のために発効日までに PCC 代替的会計処理を選択することは、最適ではない可能性がある、又は(2)非公開会社が、最終化された PCC 代替的会計処理が発行され、有効であることに気づいていないシナリオに関して懸念が提起された。

<sup>1</sup> FASB Proposed Accounting Standards Update, Effective Date and Transition Guidance — a proposal of the Private Company Council.

<sup>2</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2014-02, Accounting for Goodwill.

<sup>3</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2014-03, Accounting for Certain Receive-Variable, Pay-Fixed Interest Rate Swaps — Simplified Hedge Accounting Approach.

<sup>4</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2014-07, Applying Variable Interest Entities Guidance to Common Control Leasing Arrangements.

<sup>5</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2014-18, Accounting for Identifiable Intangible Assets in a Business Combination.

<sup>6</sup> FASB Accounting Standards Codification Topic 250, Accounting Changes and Error Corrections.

ASU 提案では、非公開会社が、発効日後に、最初に PCC 会計方針選択を実施する場合には、それは、ASC250 により要求されるその他よりも当該代替処理の使用が好ましいことを正当化する必要はない。しかしながら、PCC 会計方針選択の事後の変更は、全ての会計方針変更と一貫した方法で、選好性評価を要求することになる。

## **のれん並びにデリバティブ及びヘッジに関連した PCC 代替的会計処理に関する移行措置ガイダンスに対する影響**

現在、非公開会社は、ASU2014-02 における PCC のれんの代替的会計処理を、将来に向かって、当 ASU の当初発効日後に、適用することは認められていない。これは、ASC250 は、事業体が、そうすることが実務上不可能でない限り、遡及的に会計原則の変更を適用することを要求しているためである。しかしながら、のれんの代替的会計処理の遡及的適用はコストが高く、かつ ASU2014-02 が提供している救済措置を減殺する可能性がある。したがって、当 ASU 提案の移行措置は、発効日後に代替的処理を将来に向かって適用するために、のれんの代替的会計処理を選択する非公開会社に認めることになる。

加えて、現行会計基準では、非公開会社は、ASU2014-03 の簡素化されたヘッジ会計アプローチの当初選定に当たり、そのアプローチ(すなわち、移行措置の例外)を、ASU2014-03 の当初発効日後に存在するスワップに適用することは認められていない。ASU 提案は、ASU2014-03 の移行措置ガイダンスを無期限に延長する移行措置条項を容認することになる。しかしながら、移行措置の例外は、簡素化されたヘッジ会計アプローチの事後の選定には適用されないことになる。

## **その他の移行措置ガイダンスに対する影響**

ASU 提案における当改訂は、ASU2014-02、2014-03、2014-07、及び 2014-08 におけるガイダンスを、それらの発効日の削除により、即時に発効させることになる。

## **発効日及び移行措置**

この ASU 提案における改訂は、以下記載の次のステップの制約を受けるが、即時に発効することになる。

## **次のステップ**

ASU 提案に対するコメント期限は、2015 年 11 月 16 日である。FASB 及び PCC が、当提案に対するフィードバックを検討した後に、全ての変更は、最終提案が、承認のために FASB に送付される前に、PCC により最終決議の対象とされる予定である。

## 登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。